

《総論》

(問1) 奈良県以外の都道府県の免許申請書の様式を用いて申請できますか。

《新規申請に関すること》

(問2) 奈良県以外の都道府県で、ふぐ処理の免許証を取得しています。奈良県のふぐ処理師免許証を取得するには、奈良県のふぐ処理師試験に合格しないといけませんか。

(問3) 新規申請の際に必要な診断書は、奈良県指定の診断書様式を使用しなければなりませんか。

(問4) 新規申請の際に必要な診断書の医師名欄の押印は、医師の個人印が必要ですか。署名だけではいけませんか。

(問5) 氏名が変わったため、試験の合格証書に記載された氏名が現在と異なっています。新規申請の際にこのまま申請できますか。

《書換交付申請、再交付申請に関すること》

(問6) 奈良県以外の都道府県で免許証の交付を受け、現在奈良県に住んでいますが、免許証の記載事項に変更が生じた場合や免許証を紛失した場合は、どこで手続きを行えばいいですか。

(問7) 奈良県で免許証の交付を受けましたが、免許証の記載事項に変更が生じた場合、どうすればよいですか。

(問8) 免許証の記載事項に変更が何回か生じていたのに変更の申請を忘れていたのですが、書換交付申請に必要な戸籍は、現在の戸籍抄本だけでよいですか。

(問9) 免許証を紛失し登録番号や登録年月日が分からないのですが、免許証を再交付できますか。

(問10) 免許証の書換交付申請を行いたいのですが、免許証を紛失している場合はどうしたらよいですか。

(問 1) 奈良県以外の都道府県の免許申請書の様式を用いて申請できますか。

(答) 申請できません。

奈良県指定の様式を使用してください。

(問 2) 奈良県以外の都道府県で、ふぐ処理の免許証を取得しています。奈良県のふぐ処理師免許証を取得するには、奈良県のふぐ処理師試験に合格しないといけませんか。

(答) お持ちのふぐ処理の免許証によって異なります。

奈良県のふぐ処理師免許証を取得するには、奈良県のふぐ処理師試験に合格するか、一部の都道府県の免許証が必要です。奈良県以外の自治体で既にふぐの処理に関する免許をお持ちの方は、薬務・衛生課へ個別にお問い合わせください。

よって、取得されたふぐ処理の免許証が上記に該当しない場合には、奈良県のふぐ処理師試験に合格する必要があります。

(問 3) 新規申請の際に必要な診断書は、奈良県指定の診断書様式を使用しなければなりませんか。

(答) 奈良県指定の診断書様式については、診断内容の不足がないよう申請者の利便性を考慮して作成しています。医療機関独自の診断書様式又は奈良県以外の都道府県の診断書様式を使用していただいても差し支えありませんが、医師の個人印（詳しくは、(問 4)をご確認ください。）及び欠格事項に関する診断内容の記載が必要ですので、ご注意ください。

・ 診断内容：麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるかないか。

（中毒者である場合は、その旨及びふぐ処理師として従事することに支障があるかないかについての所見を加えたものが必要。）
両眼の視力を喪失していないこと。

精神の機能の障害があるかないか。（障害がある場合は、その旨及びふぐ処理師として従事することに支障があるかないかについての所見を加えたものが必要。）

なお、診断書様式については、ふぐ処理師免許に関する各種申請について (<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=4700>) のページ内にある申請者ダウンロードサービスからダウンロードしてご利用いただけます。

(問４) 新規申請の際に必要な診断書の医師名欄の押印は、医師の個人印が必要ですか。署名だけではいけませんか。

(答) 診断書は、医師として診断するものであることから、医師の個人印を必要としています。したがって、医療法人の理事長印などあて職印や施設印は認められません。

なお、診断書は、一般的には記名押印又は自筆による署名とすることもあります。欠格事項の有無を判断する根幹となる書面になりますので、自筆による署名の場合であっても、医師の個人印が必要です。

(問５) 氏名が変わったため、試験の合格証書に記載された氏名が現在と異なっています。新規申請の際にこのまま申請できますか。

(答) 試験の合格証書に記載された氏名から現在の氏名への変遷（つながり）を確認するため、戸籍抄本（又は謄本）が必要です。その際に、変遷（つながり）が現在の戸籍抄本（又は謄本）のみでは確認できない場合には、改正原戸籍抄本（又は謄本）、除籍抄本（又は謄本）等の戸籍の書類が追加で必要となります。（申請者によって必要な書類が異なります。）なお、住民票には戸籍の変遷（つながり）の記載がないため、住民票では受付できません。

(問６) 奈良県以外の都道府県で免許証の交付を受け、現在奈良県に住んでいますが、免許証の記載事項に変更が生じた場合や免許証を紛失した場合は、どこで手続きを行えばいいですか。

(答) 免許証交付後の各種手続きは、現在お住まいの都道府県ではなく、免許証の交付を受けた都道府県で行うこととなるため、その都道府県の担当部署で手続きを行ってください。

(問７) 奈良県で免許証の交付を受けましたが、免許証の記載事項に変更が生じた場合、どうすればよいですか。

(答) ふぐ処理師免許証の記載事項（氏名、生年月日）に変更が生じた場合は、書換交付申請をしなければなりません。

必要書類を揃え、奈良県で書換交付の手続きを行ってください。

(問 8) 免許証の記載事項に変更が何回か生じていたのに変更の申請を忘れていたのですが、書換交付申請に必要な戸籍は、現在の戸籍抄本だけでよいですか。

(答) 免許証の記載事項から現在の氏名、生年月日への変遷（つながり）が現在の戸籍抄本（又は謄本）のみでは確認できない場合には、追加で戸籍の書類が必要となります。

具体的には、改正原戸籍抄本（又は謄本）、除籍抄本（又は謄本）等の書類が必要となります。（申請者によって必要な書類が異なります。）

また、同一都道府県内での市町村間の転籍など、免許証の記載事項に変更が生じない場合であっても、現在の事項への変遷（つながり）が必要です。

免許証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに申請してください。

・ 免許証の記載事項：氏名、生年月日

	(氏名)	(生年月日)
《免許証の記載》	〇〇鹿男	平成◇年◇月◇日
	↓	
	<u>□□</u> 鹿男	平成◇年◇月◇日
	↓	
《現在（申請時）》	<u>△△</u> 鹿男	平成◇年◇月◇日

＊ この場合、戸籍の書類は、△△鹿男の戸籍抄本（又は謄本）と□□鹿男の除籍抄本（又は謄本）が必要です。

申請者が外国籍の方の場合：

- 中長期在留者、特別永住者：在留カード若しくは特別永住者証明書の写し
- 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者※：旅券その他の身分を証する書類の写し

※ 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者

- 一 三月以下の在留期間が決定された者
- 二 短期滞在の在留資格が決定された者
- 三 外交又は公用の在留資格が決定された者
- 四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

(問 9) 免許証を紛失し登録番号や登録年月日が分からないのですが、免許証を再交付できますか。

(答) 再交付できます。

ただし、奈良県以外の都道府県で免許証の交付を受けた方は、その都道府県で再交付の申請手続きを行ってください。

(問10) 免許証の書換交付申請を行いたいのですが、免許証を紛失している場合はどうしたらよいですか。

(答) 書換交付申請と同時に再交付申請を行ってください。

なお、申請者欄には現在の住所及び氏名を記入してください。

ただし、奈良県以外の都道府県で免許証の交付を受けた方は、その都道府県の担当部署に申請手続きを確認してください。